

目的規定等の比較

国・都県名等	目的規定等
国 (歴史文書有 ・法人文書有)	<p>この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
島根県 (歴史文書有 ・法人文書無 (独法は実施 機関))	<p>この条例は、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理及び特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び県が設立した地方独立行政法人の有するその諸活動を現在及び将来において説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
熊本県 (歴史文書有 ・法人文書有)	<p>この条例は、県及び地方独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である行政文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、行政文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
鳥取県 (歴史文書有 ・法人文書無 (独法・公社は 実施機関))	<p>この条例は、県の諸活動や歴史的事実を記録した公文書等が、<u>県政に対する県民の知る権利に不可欠な県民共有の知的資源であることに鑑み</u>、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、現用公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
香川県 (歴史文書有 ・法人文書無)	<p>この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
東京都 (歴史文書無 ・法人文書無 (独法は実施 機関))	<p>この条例は、都政運営に関する公文書が、<u>都民による都政への参加を進めるために不可欠な都民共有の財産であることを明らかにするとともに、公文書の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識の下</u>、公文書の管理について基本的事項を定めることによりその<u>適正な管理を</u>図り、もって<u>都政の透明化を推進し</u>、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすことを目的とする。</p>
愛媛県 (歴史文書無 ・法人文書無 (独法は実施 機関))	<p>この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、県民共有の知的資源として県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
滋賀県 (歴史文書有 ・法人文書無 (独法は実施 機関))	<p>この条例は、地方自治の本旨に則した県政を推進するためには、県の諸活動および歴史的事実の記録であり、かつ、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的財産である<u>公文書等の適切な取扱いを確保して、県民の知る権利を尊重することが重要であることに鑑み</u>、公文書等の管理の基本となる事項を定めること等により、現用公文書の適正な管理および特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在および将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
情報公開法 (国)	<p>この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。</p>
兵庫県 情報公開条例 (前文)	<p>県が保有する情報の公開は、県民の県政への参加を促進し、公正で透明な県民に開かれた県政を実現するために不可欠なものであり、本県ではこれまでから、その積極的な推進に努めてきたところである。</p> <p>いま、本格的な地方分権と公民協働の時代を迎え、情報公開の重要性はますます高まってきており、成熟社会にふさわしい兵庫の新時代を創造していくためにも、これを一層充実していかなければならない。</p> <p>このような認識に基づき、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、県民の「知る権利」を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を果たすため、情報公開制度の一層の整備を進め、もって地方自治の本旨に即した県政の推進と県民生活の向上に寄与することを目的として、この条例を制定する。</p>

第三者機関の職務内容

県名等	職務の内容
国	<p>【公文書管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定歴史公文書等の利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求の諮問（22条） ・ <u>政令の制定又は改廃の立案の場合の諮問</u>（29条1号） ・ <u>行政文書管理規則の制定、特定歴史公文書等の廃棄、特定歴史公文書利用等規則の制定の同意の場合の諮問</u>（29条2号） ・ <u>内閣総理大臣の改善勧告の場合の諮問</u>（29条3号） ・ <u>行政機関の長等に対する資料の提出等の求め</u>（30条）
島根県	<p>【情報公開審査会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定歴史公文書等の利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求の諮問（23条1項） ・ 特定歴史公文書等の廃棄の場合の諮問（27条2項）
熊本県	<p>【行政文書等管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保存期間が満了した行政文書ファイル等の廃棄の際の基準に適合するかどうかの意見聴取</u>（9条2項） ・ 特定歴史公文書等の利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求の諮問（20条3項） ・ 上記諮問事項に係る調査等（23条～28条） ・ <u>行政文書管理規則の制定又は改廃の立案の場合の諮問</u>（35条1項） ・ 歴史公文書に係る規則の制定又は改廃の立案の場合、特定公文書の廃棄及び利用等規則の制定又は改廃の立案の場合の諮問（35条2項） ・ <u>実施機関等に対する資料の提出等の求め</u>（36条）
鳥取県	<p>【情報公開審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定歴史公文書等の利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求の諮問（18条2項）
香川県	<p>【情報公開審査会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定歴史公文書等の利用請求等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求の諮問（23条1項）
東京都	<p>（規定なし）</p>
愛媛県	<p>（規定なし）</p>
滋賀県	<p>【公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保存期間満了するファイル等の廃棄の際の現用公文書が歴史公文書等に該当するかどうかの意見聴取</u>（8条3項） ・ <u>知事が現用公文書の管理に関する基準を定める際の意見聴取</u>（11条3項） ・ 特定歴史公文書等の廃棄の際の意見聴取（24条2項） ・ 特定歴史公文書等の利用請求等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求の諮問（26条1項）